

4 第一項の許可は、当該許可に係る船舶についての小型捕鯨業の許可が効力を失つたときは、その効力を失う。

(捕獲鯨の表示及び報告)

第四十五条 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、そのつど当該鯨の尾羽にあらかじめ農林水産大臣に届け出た船名表示記号及び捕獲の順序を示す番号を表示しなければならない。

2 小型捕鯨業に従事する船舶の船長は、鯨を捕獲したときは、三時間以内に次の各号に掲げる事項を当該鯨を処理しようとする鯨体処理場の設置の許可を受けた者に報告しなければならない。

- 一 捕獲の日時及び位置
- 二 鯨の種類
- 三 尾羽に表示した番号

(捕獲頭数の制限)

第四十六条 農林水産大臣は、毎年、次に掲げる事項を勘案して、鯨種別及び水域別に、母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)が捕獲することができる鯨の年間の捕獲頭数の上限を定めるものとする。

- 一 鯨の資源の状況
- 二 全ての母船式捕鯨業者の操業状況

2 農林水産大臣は、当該年において全ての母船式捕鯨業者が捕獲した鯨種別及び水域別の鯨の頭数が前項の規定により農林水産大臣が定めた捕獲頭数の上限に達したときは、直ちに、全ての母船式捕鯨業者に対し、その旨並びに当該鯨種別及び水域別の鯨の捕獲を禁止する期間を通知するものとする。

3 母船式捕鯨業者は、前項の規定による通知を受けたときは、同項の期間内は、当該鯨種別及び水域別の鯨を捕獲してはならない。

(捕獲の制限)

第四十七条 母船式捕鯨業者は、乳飲み稚鯨及び稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨を捕獲してはならない。

4 第十八条の規定は捕獲された小型捕鯨業の漁獲物(ミンク鯨に限る。)の製品の陸揚港の制限について、第三十七条第四項の規定は小型捕鯨業者に係る鯨体処理場の使用の許可について準用する。この場合において、第十八条第一項中「指定漁業者(大中型まき網漁業、大型捕鯨業、小型捕鯨業、北太平洋さんま漁業又はいか釣り漁業の許可を受けた者を除く。以下この条において同じ。)」とあるのは「小型捕鯨業者」と、同条第二項中「指定漁業者」とあるのは「小型捕鯨業者」と、「前項」とあるのは「第四十四条第四項において準用する前項」と、第三十七条第四項中「大型捕鯨業」とあるのは「小型捕鯨業」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第四十五条 第三十六条、第三十九条及び第四十条の規定は、小型捕鯨業に準用する。

(操業禁止区域)

第四十六条 母船式捕鯨業の許可を受けた者(以下「母船式捕鯨業者」という。)は、北緯二十度の線、東経百十八度の線、北緯四十五度の線及び東経百五十九度の線により囲まれた太平洋の海域においては、当該漁業を営んではならない。

(捕獲の制限)

第四十七条 母船式捕鯨業者は、次に掲げる鯨を(第八号に掲げる鯨にあつては毎年十月一日から翌年一月三十一日までの期間内、第九号に掲げる鯨にあつては毎年三月一日から六月三十日までの期間内)は、捕獲してはならない。

- 一 乳飲み稚鯨又は稚鯨(乳飲み稚鯨を含む。)を伴う雌鯨
- 二 小く鯨又はせみ鯨(北極鯨を含む。)
- 三 白ながす鯨
- 四 ながす鯨
- 五 体長十二・二メートル未満のいわし鯨又はにたり鯨
- 六 ざとう鯨
- 七 体長九・二メートル未満のまつこう鯨
- 八 南緯四十度の線以北の南半球の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨
- 九 北緯四十度の線以南の北太平洋の海域における体長十三・七メートル以上のまつこう鯨